

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険制度関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は介護保険制度関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊岡市長

## 公表日

令和3年9月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務を行う。</p> <p>具体的には、以下の事務となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務</li> <li>・介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務</li> <li>・介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> <li>・介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務</li> <li>・介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>・介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</li> </ul> <p>※当市では、介護保険に関する事務において、国民健康保険団体連合会に介護サービス事業者への審査支払等の委託をしており、同会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保連合会伝送通信ソフト※国保連合会伝送通信ソフトは、国保連合会が審査支払等のシステムにて使用するデータについて、保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、受給者異動連絡票ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の68の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> </ul> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>93、94の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高年介護課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 高年介護課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 高年介護課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	1-② 事務の概要	右の記載を追加	※当市では、介護保険に関する事務において、国民健康保険団体連合会に介護サービス事業者への審査支払等の委託をしており、同会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	
平成29年1月20日	1-③ システムの名称	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、国保連合会伝送通信ソフト※国保連合会伝送通信ソフトは、国保連合会が審査支払等のシステムにて使用するデータについて、保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
平成29年1月20日	2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、受給者異動連絡票ファイル	事前	
平成29年1月20日	4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項	事前	
平成29年1月20日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部総務課	〒668-8666 豊岡市立野12番12号 豊岡市役所 健康福祉部老年介護課		
令和1年6月25日	所属長の役職名	課長 伊達 史典	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-1	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-2		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-3		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-4		委託しない	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-5		提供・移転しない	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-6		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-7		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-8		自己点検	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-9		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和1年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和3年8月30日	I-4	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年8月30日	公表日	令和2年3月27日	令和3年9月3日	事前	